

## 至誠館大学人事評価に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、学長の諮問機関として、至誠館大学教職員の人事評価について必要な事項を定めるものとする。

### (検討事項)

第2条 人事評価に関する次の事項について検討し、学長に報告する。

- (1) 人事評価の項目及び方法
- (2) 人事評価基準
- (3) 人事評価に関する意識づけ（教職員対象研修会の実施等）
- (4) 人事評価結果の集計
- (5) 人事評価（案）の策定
- (6) その他、人事評価に必要な事項

### (組織)

第3条 構成員は、次の者をもって組織する。（原則として学長が指名する者。）

- (1) 大学担当理事
- (2) 常勤監事
- (3) 大学事務局長
- (4) 学長が指名する者

### (長)

第4条 人事評価検討の長は大学担当理事とする。

### (事務)

第5条 人事評価に関する事務は、総務課において処理する。

### 附 則

この内規は令和2年4月1日から施行する。

制定 令和2年4月1日（制定）